| ﾁｪｯｸ | 点検項目 | 点検内容 | 根拠条例・告示等 | 関係書類 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 適・否 | （共同生活援助（介護サービス包括型）） |
| **第1　基本方針（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）** |
| 適・否 | 一般原則及び基本方針 | (1)　利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して指定共同生活援助を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定共同生活援助を提供しているか。 | 第10条第1項 | ・共同生活援助計画・アセスメントの記録・モニタリングの記録 |
| 適・否 | (2)　利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定共同生活援助の提供に努めているか。 | 第10条第2項 | 　 |
| 適・否 | (3)　利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施等の措置を講じているか。 | 第10条第3項 | ・発令簿・事務分掌・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・研修計画・研修資料等・研修報告書等・研修受講修了証明書・研修会開催記録・倫理綱領、行動指針・虐待防止マニュアル |
| 適・否 | (4)　事業の運営に当たっては、暴力団員の支配を受け、又は暴力団員と密接な関係を有していないか。 | 第10条第4項 | 　 |
| 適・否 | (5)　障害者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の心身の状況及びその置かれている環境に応じて、共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行っているか。 | 第174条 |  |
| **第2　人員に関する基準（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）** |
| 適・否 | 1 世話人 | 事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。 | 第175条第1項第1号 | ・職員名簿・雇用契約書・発令簿又は辞令・勤務表・出勤状況に関する書類等・利用者数に関する書類・資格等を証明する書類・経験年数を証明する書類 |
| 適・否 | 2 生活支援員 | 事業所ごとに、常勤換算方法で、次の①から④までに掲げる数の合計数以上となっているか。①　障害支援区分3に該当する利用者の数を9で除した数以上②　障害支援区分4に該当する利用者の数を6で除した数以上③　障害支援区分5に該当する利用者の数を4で除した数以上④　障害支援区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数以上 | 第175条第1項第2号 |
| 適・否 | 3 サービス管理責任者 | 　事業所ごとに、①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に掲げる数となっているか。①　利用者の数が30以下　1以上②　利用者の数が31以上　1に利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 | 第175条第1項第3号 |
| 適・否 | 4 利用者数の算定 | 利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。 | 第175条第2項 |
| 適・否 | 5 職員の専従 | 1から3までに規定する従業者は、専らその職務に従事する者となっているか。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 | 第175条第3項 |
| 適・否 | 6 管理者 | 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。また、管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者となっているか。 | 第176条第1項及び第2項 |
| **第3　設備に関する基準（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）** |
| 適・否 | 1 住居を設置する場所 | 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしているか。 | 第177条第1項 | ・事業所の平面図・設備、備品台帳 |
| 適・否 | 2 住居の数及び定員等 | (1)　1以上の共同生活住居（サテライト型住居(本体住居と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居)を除く。）を有し、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は、4人以上となっているか。(2)　一の共同住居の定員は、2人以上10人以下となっているか。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人以下（市長が特に必要があると認めるときは、20人）以下となっているか。(3)　既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、市長が特に必要と認めるときは、(2)の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下となっているか。ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員を超えてはならない。 | 第177条第2項、第4項及び第5項 |
| 適・否 | 3 設備 | 　共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものとなっているか。 | 第177条第3項 |
| 適・否 | 4 ユニット | 共同生活住居においては、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けているか。また、一のユニットの入居定員は2人以上10人以下となっているか。 | 第177条第6項及び第7項 |
| 適・否 | 5 ユニットの設備 | 一のユニットには、居室及び居室に近接した相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、居室は以下の基準を満たしているか。①　一の居室の定員、は1人となっているか。ただし、利用者への指定共同生活援助の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。②　一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上となっているか。 | 第177条第8項 |
| 適・否 | 6 サテライト型住居 | サテライト型住居は以下の基準を満たしているか。①　入居定員は、1人となっているか。②　日常生活を営む上で必要な設備を設けているか。③　一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上となっているか。 | 第177条第9項 |
| **第4　運営に関する基準（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）** |
| 適・否 | 1 内容及び手続の説明及び同意 | (1)　支給決定障害者等が指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。※　重要事項の説明時に次の内容を記した説明書、パンフレット等を交付すること。運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等 | 第180条（第16条第1項準用） | ・利用申込書・申込時の説明書・同意に係る書類・運営規程・利用契約書・重要事項説明書 |
| 適・否 | (2)　社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。※　交付すべき書面に記載すべき内容経営者の名称及び主たる事務所の所在地、提供する指定共同生活援助の内容、利用者が支払うべき額に関する事項、提供開始年月日、苦情を受け付けるための窓口 | 第180条（第16条第2項準用） |
| 適・否 | 2 提供拒否の禁止 | 　正当な理由がなく、指定共同生活援助の提供を拒んでいないか。 | 第180条（第18条準用） | ・利用申込受付簿 |
| 適・否 | 3 連絡調整に対する協力 | 指定共同生活援助の利用について本市又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。 | 第180条（第19条準用） | ・本市や相談支援事業者等との連絡調整に関する記録 |
| 適・否 | 4 受給資格の確認 | 指定共同生活援助の提供を求められた場合は、その者が提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認しているか。 | 第180条（第21条準用） | ・受給者証写し |
| 適・否 | 5 訓練等給付費の支給の申請に係る援助 | (1)　共同生活援助に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | 第180条（第22条第1項準用） | ・利用申込受付簿・援助等の記録 |
| 適・否 | (2)　共同生活援助に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。 | 第180条（第22条第2項準用） | ・利用者に関する記録・援助等の記録 |
| 適・否 | 6 心身の状況等の把握 | 　指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | 第180条（第23条準用） | ・利用者に関する記録 |
| 適・否 | 7 指定障害福祉サービス事業者等との連携等 | (1)　指定共同生活援助の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、本市又は他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者等（以下「他のサービス提供者」という。）との密接な連携に努めているか。 | 第180条（第24条第1項準用） | ・利用者に関する記録・他のサービス提供者との連携に関する記録 |
| 適・否 | (2)　指定共同生活援助の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、他のサービス提供者との密接な連携に努めているか。 | 第180条（第24条第2項準用） |
| 適・否 | 8 サービスの提供の記録 | (1)　指定共同生活援助を提供したときは、当該指定共同生活援助の提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。 | 第180条（第26条第1項準用） | ・サービス提供実績記録票・指定共同生活援助の提供に関する記録 |
| 適・否 | (2)　(1)の規定による記録を行うときは、指定共同生活援助を提供したことについて支給決定障害者等から確認を受けているか。 | 第180条（第26条第2項準用） | ・サービス提供実績記録票 |
| 適・否 | 9 入退居 | (1)　指定共同生活援助を、共同生活住居への入居を必要とする利用者に提供しているか。ただし、入院治療を要する利用者については、この限りではない。 | 第177条の2第1項 | ・指定共同生活援助の提供に関する記録 |
| 適・否 | (2)　あらかじめ、利用者の心身の状況、生活歴、病歴等を把握するよう努めているか。 | 第177条の2第2項 | ・利用申込者に関する記録・アセスメントの記録 |
| 適・否 | (3)　利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を行っているか。 | 第177条の2第3項 | ・指定共同生活援助の提供に関する記録 |
| 適・否 | (4)　利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、他のサービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | 第177条の2第4項 | ・利用者に関する記録・指定共同生活援助の提供に関する記録・他のサービス提供者との連携に関する記録 |
| 適・否 | 10 入退居の記録の記載等 | (1)　入居又は退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（受給者証記載事項）を利用者の受給者証に記載しているか。 | 第177条の3第1項 | ・受給者証写し |
| 適・否 | (2)　受給者証記載事項その他必要な事項を遅滞なく本市に対し報告しているか。 | 第177条の3第2項 | ・契約内容報告書の控え |
| 適・否 | (3)　受給者証記載事項を変更する場合については、(1)及び(2)に準じて行っているか。 | 第177条の3第3項 | ・受給者証写し・契約内容報告書の控え |
| 適・否 | 11 利用者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等 | (1)　指定共同生活援助を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 | 第180条（第27条第1項準用） | ・運営規程・領収証控え |
| 適・否 | (2)　(1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。　ただし、12の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。 | 第180条（第27条第2項準用） | ・説明書類・同意に係る書類 |
| 適・否 | 12 利用者負担額等の受領 | (1)　指定共同生活援助を提供したときは、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けているか。 | 第177条の4第1項 | ・利用者負担額請求書・領収証控え |
| 適・否 | (2)　法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供したときは、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。 | 第177条の4第2項 |
| 適・否 | (3)　(1)および(2)の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けているか。①　食材料費②　家賃（特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、当該利用者に係る家賃の月額から特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）③　光熱水費④　日用品費⑤　①から④のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの | 第177条の4第3項 | ・請求書・領収証控え・日用品費等の額がわかる書類・運営規程 |
| 適・否 | (4)　(1)から(3)までに規定する支払いを受けた場合は、当該支払に係る領収証を当該支払を行った支給決定障害者に対し交付しているか。 | 第177条の4第4項 | ・領収証控え |
| 適・否 | (5)　(3)の規定によりその費用の支払を受けることができる指定共同生活援助の提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該指定共同生活援助の内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。 | 第177条の4第5項 | ・同意に係る書類等・説明書類 |
| 適・否 | 13 利用者負担額に係る管理 | (1)　支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）が同一の月に指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。この場合において、利用者負担額合計額について、本市に報告するとともに、当該支給決定障害者及び他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。 | 第180条（第143条の2準用） | ・利用者負担額合計額の算定書類・上限額管理結果票・支給決定障害者及び他の指定障害福祉サービス事業者等に対する通知の控え |
| 適・否 | (2)　支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）が同一の月に指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けた場合において、当該支給決定障害者の依頼を受けたときは、当該指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。この場合において、利用者負担額合計額について、本市に報告するとともに、当該支給決定障害者及び他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。 | 第180条（第143条の2準用） |
| 適・否 | 14 訓練等給付費の額に係る通知等 | (1)　法定代理受領により指定共同生活援助に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る訓練等給付費の額を通知しているか。 | 第180条（第30条第1項準用） | ・支給決定障害者等に対する通知（代理受領通知）の控え |
| 適・否 | (2)　法定代理受領を行わない指定共同生活援助に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定共同生活援助の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。 | 第180条（第30条第2項準用） | ・サービス提供証明書控え |
| 適・否 | 15 取扱方針 | (1)　共同生活援助計画に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、その心身の状況及ぶその置かれている環境に応じた指定共同生活援助の提供を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。 | 第177条の5第1項 | ・共同生活援助計画・指定共同生活援助の提供に関する記録 |
| 適・否 | (2) 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。 | 第177条の5第2項 |
| 適・否 | (3)　入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしているか。 | 第177条の5第3項 |
| 適・否 | (4)　指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。 | 第177条の5第4項 | ・説明書類 |
| 適・否 | (5)　提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | 第177条の5第5項 | ・質の評価の実施に関する記録・改善に関する記録 |
| 適・否 | 16 計画の作成 | (1)　管理者は、サービス管理責任者に指定共同生活援助に係る共同生活援助計画の作成に関する業務を担当させているか。 | 第180条（第61条第1項準用） | ・共同生活援助計画 |
| 適・否 | (2)　サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じた利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。 | 第180条（第61条第2項準用） | ・アセスメントの記録 |
| 適・否 | (3) アセスメントを行うに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。 | 第180条（第61条第3項準用） | ・アセスメントの記録 |
| 適・否 | (4)　サービス管理責任者は、アセスメントを行うに当たっては、利用者に面接しているか。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。 | 第180条（第61条第4項準用） | ・面接の記録・説明書類 |
| 適・否 | (5)　サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定共同生活援助の目標及びその達成時期、指定共同生活援助を提供する上での留意事項等を記載した共同生活援助計画の原案を作成しているか。　この場合において、指定共同生活援助事業所において提供する指定共同生活援助以外の保健医療サービス又は福祉サービス等との連携も含めて共同生活援助計画の原案に位置付けるよう努めているか。 | 第180条（第61条第5項準用） | ・共同生活援助計画の原案 |
| 適・否 | (6)　サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する指定共同生活援助の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、(5)に規定する共同生活援助計画の原案の内容について、意見を求めているか。 | 第180条（第61条第6項準用） | ・会議録等 |
| 適・否 | (7)　サービス管理責任者は、(5)に規定する共同生活援助計画の原案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。 | 第180条（第61条第7項準用） | ・説明文書・同意の文書 |
| 適・否 | (8)　サービス管理責任者は、共同生活援助計画を作成した際には、利用者及び指定特定相談支援事業者等に、当該共同生活援助計画を記載した書面を交付しているか。 | 第180条（第61条第8項準用） | ・利用者等への交付の記録 |
| 適・否 | (9)　サービス管理責任者は、共同生活援助計画について、実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」）という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、見直しを検討し、必要に応じて変更を行っているか。 | 第180条（第61条第9項準用） | ・モニタリングの記録・共同生活援助計画 |
| 適・否 | (10)　サービス管理責任者は、モニタリングを行うに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。①　定期的に利用者に面接すること。②　定期的にモニタリングの結果を記録すること。 | 第180条（第61条第10項準用） | ・面接の記録・モニタリングの記録 |
| 適・否 | (11) 共同生活援助計画に変更のあった場合、(2)から(8)に準じて取り扱っているか。 | 第180条（第61条第11項準用） |  |
| 適・否 | 17 サービス管理責任者の責務 | (1)　サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。①　他の指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、あらかじめ、利用者の心身の状況、指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。②　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。③　利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業者等との連絡調整を行うこと。④　他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。 | 第177条の6第1項 | ・組織図・業務分担表・職員会議録・指定共同生活援助の提供に関する記録・他のサービス提供者との連携に関する記録・従業者に対する助言等に関する記録 |
| 適・否 | (2) サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めているか。 | 第177条の6第2項 | ・指定共同生活援助の提供に関する記録 |
| 適・否 | 18 相談及び援助 | 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、利用者又はその家族に対して必要な助言その他の援助を行っているか。 | 第180条（第63条準用） | ・相談等の記録 |
| 適・否 | 19 介護、家事等 | (1)　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。 | 第178条第1項 | ・指定共同生活援助の提供に関する記録・勤務表 |
| 適・否 | (2)　調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者により共同で行われるよう努めているか。 | 第178条第2項 |
| 適・否 | (3)　利用者に対し、利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業者が運営する指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護、家事等を受けさせていないか。 | 第178条第3項 |
| 適・否 | 20 社会生活上の便宜の供与等 | (1)　利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めているか。 | 第178条の2第1項 | ・他のサービス提供者との連絡調整に関する記録 |
| 適・否 | (2)　利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代って行っているか。 | 第178条の2第2項 | ・同意に関する書類 |
| 適・否 | (3)　常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。 | 第178条の2第3項 | ・面会記録等・家族への連絡の記録等 |
| 適・否 | 21 緊急時等の対応 | 　指定共同生活援助の提供を行っている時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡その他の必要な措置を講じているか。 | 第180条（第35条準用） | ・指定共同生活援助の提供に関する記録・緊急時対応マニュアル等 |
| 適・否 | 22 支給決定障害者等に関する本市への通知 | 　指定共同生活援助を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しているか。①　正当な理由なしに指定共同生活援助の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。②　偽りその他不正な行為によって訓練等給付費等の支給を受け、又は受けようとしたとき。 | 第180条（第67条準用） | ・本市への通知の控え |
| 適・否 | 23 管理者の責務 | (1)　管理者は、事業所の他の従業者の管理、業務の管理その他の必要な管理を一元的に行っているか。 | 第180条（第37条第1項準用） | ・組織図・業務分担表・職員会議録・業務マニュアル等 |
| 適・否 | (2)　管理者は、事業所の従業者に「札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例」の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。 | 第180条（第37条第2項準用） |
| 適・否 | 24 運営規程 | 　次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めてあるか。①　事業の目的及び運営の方針②　従業者の職種、員数及び職務の内容③　入居定員④　指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額⑤　入居に当たっての留意事項⑥　緊急時等における対応方法⑦　非常災害対策⑧　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類⑨　虐待の防止のための措置に関する事項・　虐待防止委員会の設置等に関すること・　虐待の防止に関する責任者の選定・　成年後見制度の利用支援・　苦情解決体制の整備・　従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施　等⑩　その他運営に関する重要事項 | 第178条の3 | ・運営規程 |
| 適・否 | 25 勤務体制の確保等 | (1)　利用者に対し、適切な指定共同生活援助を提供できるよう、指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。 | 第179条第1項 | ・勤務表 |
| 適・否 | (2)　(1)の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮しているか。 | 第179条第2項 |
| 適・否 | (3)　指定共同生活援助事業所ごとに、当該事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しているか。ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りではない。 | 第179条第3項 | ・勤務表・出勤状況に関する書類等・雇用契約書・辞令書・賃金台帳 |
| 適・否 | (4)　(3)ただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行われる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録いているか。 | 第179条第4項 | ・業務委託契約書・業務の実施状況の確認に関する記録 |
| 適・否 | (5)　従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しているか。 | 第179条第5項 | ・研修計画・研修資料等・研修報告書等・研修受講終了証明書 |
| 適・否 | (6)　適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えるものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じているか。 | 第179条第6項 | ・倫理綱領、行動指針・ハラスメント防止の取り組みに関する記録等 |
| 適・否 | 26 支援体制の確保 | 　利用者の心身の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しているか。 | 第179条の2 | ・関係機関等との連絡調整に関する記録 |
| 適・否 | 27 業務継続計画の策定等 | (1)　感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定共同生活援助の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 | 第180条（第40条の2第1項準用） | ・業務継続計画・従業者に周知した記録・研修及び訓練の実施報告・業務継続計画に基づく対応記録等 |
| 適・否 | (2)　従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（1年に1回以上）に実施しているか。 | 第180条（第40条の2第2項準用） |
| 適・否 | (3)　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 | 第180条（第40条の2第3項準用） |
| 適・否 | 28 定員の遵守 | 　共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させていないか。　ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 | 第179条の3 | ・入居者数に関する書類・業務日誌・指定共同生活援助の提供に関する記録 |
| 適・否 | 29 非常災害対策 | (1)　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。 | 第180条（第71条第1項準用） | ・消防用設備等設置届出書・消防計画（消防計画に準ずる計画）・非常災害時対応マニュアル等 |
| 適・否 | (2)　非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っているか。 | 第180条（第71条第2項準用） | ・避難訓練等の記録 |
| 適・否 | (3)　(2)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう努めているか。 | 第180条（第71条第3項準用） |
| 適・否 | 30 衛生管理等 | (1)　利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じているか。 | 第180条（第89条第1項準用） | ・衛生マニュアル等・設備、備品台帳 |
| 適・否 | (2)　健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。 | 第180条（第89条第2項準用） |
| 適・否 | (3)　指定共同生活援助事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。　 ①　事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（3か月に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。　 ②　事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。　 ③　事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的（1年に2回以上）に実施すること。 | 第180条（第89条第3項準用） | ・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・委員会の記録・従業者に周知した記録・感染症の予防及びまん延防止の指針・研修及び訓練の実施報告 |
| 適・否 | 31 協力医療機関等 | (1)　利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。 | 第179条の4第1項 | ・協力医療機関との契約書 |
| 適・否 | (2)　あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。 | 第179条の4第2項 |
| 適・否 | (3) 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めているか。 | 第179条の4第3項 |  |
| 適・否 | (4) 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っているか。 | 第179条の4第4項 |  |
| 適・否 | 32 掲示 | 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。ただし、この重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。 | 第180条（第42条準用） | ・掲示物又は備え付けの書面 |
| 適・否 | 33 秘密保持等 | (1)　従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 | 第180条（第43条第1項準用） | ・就業規則・就業時の取り決め等・秘密保持に係る同意書 |
| 適・否 | (2)　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 | 第180条（第43条第2項準用） |
| 適・否 | (3)　他の事業者等に対して利用者又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。 | 第180条（第43条第3項準用） | ・情報提供に関する同意書 |
| 適・否 | 34 情報の提供等 | (1)　指定共同生活援助を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、その実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 | 第180条（第44条第1項準用） | ・広告、ポスター、パンフレット、ＨＰ等・情報開示の手順等に関する規程・情報開示に係る記録 |
| 適・否 | (2)　その実施する事業について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしていないか。 | 第180条（第44条第2項準用） |
| 適・否 | 35 利益供与等の禁止 | (1)　一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | 第180条（第45条第1項準用） | ・就業規則・就業時の取り決め等・紹介等に関する記録 |
| 適・否 | (2)　一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | 第180条（第45条第2項準用） |
| 適・否 | 36 苦情解決 | (1)　その提供した指定共同生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。 | 第180条（第46条第1項準用） | ・苦情相談体制図・苦情解決手順書・説明書類・掲示物・パンフレット |
| 適・否 | (2)　(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 | 第180条（第46条第2項準用） | ・苦情の記録・改善に向けた取組に関する記録 |
| 適・否 | (3)　その提供した指定共同生活援助に関し、法第10条第1項の規定により本市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員による質問若しくは指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 第180条（第46条第3項準用） | ・本市からの指導、助言等の通知・改善報告等の控え・改善措置に関する記録 |
| 適・否 | (4)　その提供した指定共同生活援助に関し、法第11条第2項の規定により市長が行う報告若しくは指定共同生活援助の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員による質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 第180条（第46条第4項準用） |
| 適・否 | (5)　その提供した指定共同生活援助に関し、法第48条第1項の規定により市長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員による質問若しくは指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 第180条（第46条第5項準用） |
| 適・否 | (6)　本市又は市長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を本市又は市長に報告しているか。 | 第180条（第46条第6項準用） | ・本市に対する改善報告の控え |
| 適・否 | (7)　社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。 | 第180条（第46条第7項準用） | ・運営適正化委員会の調査等に関する記録 |
| 適・否 | 37 事故発生時の対応 | (1)　利用者に対する指定共同生活援助の提供により事故が発生した場合は、本市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 | 第180条（第47条第1項準用） | ・事故に関する記録・事故対応マニュアル等・事故等発生状況報告書・業務日誌・ヒヤリ・ハット報告等 |
| 適・否 | (2)　事故の状況及び事故に際して講じた措置について、記録しているか。 | 第180条（第47条第2項準用） |
| 適・否 | (3)　利用者に対する指定共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合に、その損害を速やかに賠償しているか。 | 第180条（第47条第3項準用） | ・事故に関する記録・損害賠償に関する記録・損害賠償保険の加入状況、支払状況に関する書類 |
| 適・否 | 38 虐待の防止 | 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。　①　事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（1年に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。　②　事業所において従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施すること。　③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置すること。 | 第180条（第47条の2準用） | ・発令簿・事務分掌・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・研修資料等・研修報告書等・研修会開催記録・倫理綱領、行動指針・虐待防止マニュアル |
| 適・否 | 39 身体拘束等の禁止 | (1)　指定共同生活援助の提供に当たっては、身体拘束等を行っていないか。ただし、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合はこの限りではない。 | 第180条（第42条の2第1項準用） | ・共同生活援助計画・身体拘束等が行われた場合の記録・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・委員会の記録・従業者に周知した記録・身体拘束適正化の指針・研修実施報告 |
| 適・否 | (2)　(1)のただし書により身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 | 第180条（第42条の2第2項準用） |
| 適・否 | (3)　身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。　 ①　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（1年に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。　 ②　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。　 ③　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施すること。 | 第180条（第42条の2第3項準用） |
| 適・否 | 40　地域との連携等 | (1) 指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。 | 第177条の7第1項 | ・事業計画等・地域との活動の記録・ボランティア・実習生・施設見学等受入の記録 |
| 適・否 | （※令和7年3月31日までの間は努力義務。）40(2)から(4)の取り扱いについて、札幌市から後日連絡予定です。(2) 指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに本市の職員等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね１年に１回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。 | 第177条の7第2項 |  |
| 適・否 | （※令和7年3月31日までの間は努力義務。）(3) 地域連携推進会議の開催のほか、おおむね１年に１回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けているか。 | 第177条の7第3項 |  |
| 適・否 | （※令和7年3月31日までの間は努力義務。）(4) (2)の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。　※　(2)～(4)の規定は、提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。 | 第177条の7第4項及び第5項 |  |
| 適・否 | 41 会計の区分 | 　事業所ごとに経理を区分するとともに、指定共同生活援助の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。 | 第180条（第48条準用） | ・会計関係書類 |
| 適・否 | 42 記録の整備 | (1)　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 | 第180条（第75条第1項準用） | ・従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録 |
| 適・否 | (2)　利用者に対する指定共同生活援助の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該記録の作成日から5年間保存しているか。①　共同生活援助計画②　指定共同生活援助の提供の記録③　支給決定障害者に関する本市への通知に係る記録④　身体拘束等の記録⑤　苦情の内容等の記録⑥　事故の状況及び事故に際して講じた措置の記録 | 第180条（第75条第2項準用） | ・従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録・共同生活援助計画・指定共同生活援助の提供に関する記録・本市への通知に係る記録・身体拘束等の記録・苦情の内容等の記録・事故等の記録 |
|  | （電磁的記録等） | 記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、上記4及び10(1)を除き、書面により行うこととされているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができるものする。また、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもののうち、書面により行うこととされているものについては、相手方の承諾を得て、相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができるものとする。※　ただし、これらの方法を用いる場合においては、改ざんや滅失、外部への情報の流出等が発生し得ない確実な方法により行うこと。 | 第419条第1項及び第2項 |  |
| **第5　変更の届出等（法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）** |
| 適・否 |  | (1)　事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第34条の23に定める事項に変更があったとき、又は休止した事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。注)　「事業所（施設）の名称」、「事業所（施設）所在地」、「申請者（設置者）の名称」、「事業所（施設）の平面図及び設備の概要」、「主たる対象者」、「運営規程（定員）」、「運営規程（共同生活住居・居室の追加・廃止、従たる事業所の設置・廃止）」については、変更日の1カ月前まで※　法律上は「10日以内の届出」となっておりますが、利用者の方等への事前の周知が必要な場合や職員配置及び設備基準等の確認が必要であるため、上記期日までに郵送してください（消印有効）。※　事業所の追加、移転等については、事前に建築基準法及び消防法に基づく防火設備等について確認してください。詳しくは「事業者指定申請に係る他の法律・制度」をご覧ください。（賃貸の場合は、契約前に確認することをおすすめします。）※　札幌市外への事業所の移転については、概ね移転（予定）日の2カ月前までに移転先を所管する振興局や中核市への新規申請及び移転（予定）日の1カ月前までに札幌市へ廃止届の提出が必要です。 | 法第46条第1項 | ・届出書等控え |
| 適・否 | (2)　事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1カ月前までに、その旨を市長に届け出ているか。 | 法第46条第2項 | 　 |
| **第6　その他** |
| 適・否 | 障害福祉サービス等情報公表制度 | 障害福祉サービス等情報公表システムに掲載する事業所情報を市に報告しているか。 | 平成30年4月23日付障障発0423第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知 |  |